

今後の検討の進め方及び主な論点について（たたき台）

令和 2 年 9 月 1 8 日

1. 検討の進め方（案）

- 総務省の「放送コンテンツの同時配信等における権利処理円滑化に関する放送事業者の要望 取りまとめ」（第 1 回 WT 資料 4-1 及び 4-2。以下「要望まとめ」という。）においては、「制度的課題について検討が必要な事項」として、以下の 5 点が挙げられているとともに、別途、裁定制度の見直しについての要望も挙げられている。

- ① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用
- ② 借用素材の権利処理の円滑化
- ③ 商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応
- ④ リポート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減
- ⑤ 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

- これらの中には、性質の異なる様々な課題が混在しているところ、それぞれについて実効的かつ合理的な解決策を検討するため、まずは、権利者団体からのヒアリング結果等も踏まえ、（1）著作権制度の改正により対応すべき事項と、（2）主として運用面での対応により同時配信等の円滑化を進めるべき事項の 2 つに分類・整理することとしてはどうか。

（※）必ずしも、上記①～⑤の項目単位で分類・整理するだけでなく、そこに含まれる要素を更に分解した上で分類・整理を行うことも想定される。

- その上で、（1）については、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）に基づき、令和 3 年通常国会での法案成立を目指す必要があることから、優先的かつ集中的に検討を進めることとしてはどうか。

（※）著作権制度上の課題の総合的解決を図る必要があることから、（1）の中で更に優先事項を括り出すことは想定しておらず、（1）の全てを優先事項として取り扱うことを想定している。なお、優先的かつ集中的に検討しても、関係者の間で、運用面の改善等と併せて丁寧な議論が必要とされた事項については、議論を継続の上、可能な限り早期に措置することを目指す。

- 他方、運用面の課題等については、別途、総務省の「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」でも関係者からのヒアリングなどが進められる予定であることから、（2）については、同勉強会における検討状況や、（1）についての検討状況等を踏まえながら、対応を検討することとしてはどうか。

(※) その際には、要望まとめで「必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる事項」とされた課題（⑥外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進、⑦著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化、⑧全体的な権利処理の作業負担の軽減）についても、制度改正等の見通しを踏まえながら併せて検討を行うことが想定される。

2. 検討に当たっての主な論点（案）

(1) 総論（対象とするサービスの範囲）

制度改正によって利用円滑化を図るべきサービスの範囲をどのように考えるか。

(※) 具体的な対象サービスの範囲については、下記（2）の各論点・規定ごとに対応を検討していく必要（論点・規定によって対象サービスが異なる可能性もある）。

<検討に当たっての視点>

- (ア) 放送に準じた公共性を有するものと評価できるか
- (イ) 利用者による視聴機会の拡大・利便性向上にどのような影響を与えるか
- (ウ) 権利者の利益にどのような影響を与えるか
- (エ) その他のインターネット送信等の取扱いとのバランスを失しないか

<対象サービスの範囲を画する要素>

① 配信のタイミングや期間

- ・同時配信、追っかけ配信（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の見逃し配信を対象とするということが良いか。
- ・見逃し配信を対象とする場合、具体的にどの程度の期間を対象とするか。

② 放送対象地域との関係

- ・放送対象地域に関わらず、同時配信等を可能とするということが良いか。

③ 放送で流す番組との差異

- ・同時配信等に当たっての番組の内容変更は、権利処理未了のために生じるフタかぶせなど、必要最小限の変更のみを認めるということが良いか。
- ・CMは、番組自体の内容とは独立したものであり、同時配信等に当たってCMの差替えを行うことに特段の問題はないということが良いか。

④ 配信形態

- ・ストリーミング形式での同時配信等（ダウンロードはできず、放送事業者側が配信している期間中のみ視聴可能）を対象とするということが良いか。

⑤ 実施主体

- ・放送事業者が主体的に実施していると評価できるサービスを対象にする（配信プラットフォームが自前のものであるか否かは問わない）ということが良いか。
- ・どのようなメルクマールによって、主体的に実施しているか否かを判断するか。

⑥ 対価の徴収の有無

- ・視聴者から同時配信等に係る対価を徴収しないサービスだけを対象にするか、対価を徴収するサービスも対象にするか。

⑦ ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱い

- ・これまでの議論においては主に地上波テレビ放送が念頭に置かれてきたが、ラジオや衛星放送・有線放送等も対象に含めるかどうか。そもそも、それらのサービスについて制度改正に関するニーズ・要望があるか。
- ・それらのサービスについて、(ア)～(エ)の視点から地上波テレビ放送と取扱いを異にするような事情が認められるか（例えば、ライセンス契約の実態や、番組の内容・構成、視聴に当たっての対価徴収の有無等）。

(2) 各論

① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用

- 以下の規定のそれぞれについて、同時配信等を対象に含めることについて検討してはどうか。その際、対象に含めるべきでない規定があるか、規定ごとに具体的にどこまでのサービスを対象に含めるか。
 - ・第34条第1項（学校教育番組の放送等）

この規定により、学校向けの放送番組に用いられる著作物について、放送で流すことはできるが、同時配信等で流すことはできない。
 - ・第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）

この規定により、非営利無料で行う場合又は通常の家計用受信装置を用いる場合には、喫茶店等で、放送を見せることはできるが、同時配信等を見せることはできない。
 - ・第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）

この規定により、新聞や雑誌に掲載された時事問題に関する論説について、放送で流すことはできるが、同時配信等で流すことはできない。

・第40条第2項（国会等での演説等の利用）

この規定により、国会等での演説等について、放送で流すことはできるが、同時配信等で流すことはできない。

・第44条（放送事業者等による一時的固定） ※第102条により著作権隣接権に準用

この規定により、放送事業者等は、自己の放送のために、フィルムやテープ等に一時的に著作物を固定することができるが、同時配信等のために固定することはできない。

・第93条（放送のための固定）

この規定により、放送事業者等は、放送のために、フィルムやテープ等に一時的に実演を固定することができるが、同時配信等のために固定することはできない。

(※) 第94条（放送のための固定物等による放送）については、下記④に記載。

② 借用素材の権利処理の円滑化

- 借用素材（著作物）については、放送での利用の許諾を得るに当たって著作権者と交渉する機会があるところ、その際に併せて同時配信等での利用についても交渉を行うことが可能であり、現行制度の在り方が同時配信等を特に困難にしているという事情は認められない。

(※) 借用素材の場合に問題となる「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」という大括りの権利として設定されており、「放送権」や「自動公衆送信権」といった権利の細分化はされていない。また、「公衆送信権」は許諾権であるため、放送事業者は、放送でのみ利用するか、放送と同時配信等の両方で利用するかにかかわらず、著作権者の許諾を得る必要がある。

- 実態上、借用素材について、放送はできるが同時配信等ができないという事態が生じる場合としては、大きく、(ア) 当事者間での交渉の結果、放送でのみ利用可能という条件で借り受けることとなった場合（著作権者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合）と、(イ) 借り受ける際に同時配信等の可否を明示的に確認できていなかった場合（著作権者の意向が明らかでない場合）が想定される。

- (ア) の場合に、許諾契約における著作権者の明示の意思に反して同時配信等を強制的に実施できるようにする制度改正を行うことは、著作権制度の本質に鑑み、著作権者の理解を得られず困難ではないか。一方、(イ) の場合には、著作権者の利益を不当に害しないことを前提に、何らかの円滑な利用が可能となるような措置が考えられないか。その場合、具体的にどのような措置が考えられるか。

③ 商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応

(i) 商業用レコードについて

- レコード・レコード実演について、放送（報酬請求権）と同時配信等（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決するため、円滑に許諾を得ることが困難ないわゆる「アウトサイダー」が権利を有するレコード・レコード実演の利用円滑化を図るための措置を検討してはどうか。その場合、具体的にどのような措置が考えられるか。具体的にどこまでのサービスを対象に含めるか。
- 制度改正により利用円滑化を図るべき「アウトサイダー」の定義・範囲を具体的にどのように考えるか（集中管理の有無、権利情報データベースへの登録、外国原盤の取扱いなど）。

(※) 定義・範囲が整理された後、それを的確に表現する用語も検討する必要

- 仮に、「アウトサイダー」が権利を有するレコード・レコード実演について、許諾権を制限しつつ放送の場合と同様に報酬請求権（補償金）を付与することとした場合、どのようなスキームとするか。放送二次使用料と同様のスキーム（指定団体制など）とすべきか、異なるスキームとすべきか。

(ii) 映像実演及び著作物（原作・脚本・音楽）について

- 映像実演及び著作物（原作・脚本・音楽）については、放送と同時配信等の制度上の差異はない（いずれも許諾が必要である）ところ、同時配信等での利用円滑化のために、どのような措置が考えられるか。

④ リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減

- 過去に制作した放送番組のリピート放送（第94条により、初回放送時の契約に別段の定めがない限り実演家の許諾は不要、報酬支払いは必要）を行うに当たり、その同時配信等を併せて行う場合における映像実演の利用円滑化を図るための措置を検討してはどうか。その場合、具体的にどのような措置が考えられるか。具体的にどこまでのサービスを対象に含めるか。
- 映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理との関係をどのように考えるか。
- 仮に、許諾権を制限しつつリピート放送の場合と同様に報酬請求権（補償金）を付与することとした場合、どのようなスキームとするか。リピート放送と同様のスキーム（指定団体制ではなく個別請求）とすべきか、異なるスキームとすべきか。

⑤ 楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

- 実態上、著作権等管理事業者の設定する利用区分が放送とインタラクティブ配信で分かれていることや、放送とインタラクティブ配信で別々の著作権等管理事業者が管理している場合があることによって、同時配信等での楽曲の利用が困難となっているという事情が認められるか。仮に困難となっているとして、それを解消するために、どのような措置が考えられるか。

(※1)「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」という大括りの権利として設定されており、著作権等管理事業法施行規則に定める「利用区分」に係る基準（合理的と認められる場合にはこれによらないことも可能）においても「公衆送信」という大括りの基準が設定されている（「放送」や「自動公衆送信」といった細分化を行うことを求めてはいない）。

(※2)複数の著作権等管理事業者と契約を行う場合に、それぞれの管理する楽曲の利用割合を算出することが負担となっているという点については、専ら運用面の課題であると考えられる。

- 個々の権利者が、放送については著作権等管理事業者に権利委託しつつ、配信については自己管理を行っている場合には、同時配信等を行う際の権利処理の手続コストが高くなることが想定されるが、利用円滑化を図るために、どのような措置が考えられるか。

⑥ 裁定制度の見直し

(i) 協議不調の場合の裁定（第68条）について

放送だけでなく、同時配信等に当たって協議が整わない場合にも活用できるようにすることを検討してはどうか。その場合、具体的にどこまでのサービスを対象に含めるか。著作隣接権にも準用すべきか。

(ii) 権利者不明の場合の裁定（第67条）について

以下の各事項について検討してはどうか。

- ・ 補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大（民放の取扱い）
- ・ 「相当な努力」の要件緩和（特に「公益社団法人著作権情報センター」（CRIC）のウェブサイトへの広告掲載の在り方）
- ・ 申請手続の電子化

(以上)